

秋学期 8 問

- (1)甲は平成元年 4 月 1 日から平成 6 年 6 月 28 日までの間、乙は同月 29 日から平成 9 年 11 月 20 日までの間、株式会社 A 銀行の代表取締役頭取であり、丙は理美容業、不動産賃貸業等を営む株式会社 B、レジャー施設を建設・経営する株式会社 C の代表取締役であり、
- 5 かつ高級リゾートホテルを経営する株式会社 D の実質的経営者であった(B、C、D をあわせて B グループという。)。A 銀行は昭和 58 年頃から、B に対する本格的融資を開始し、新興企業育成路線の対象企業として積極的に支援したが、B グループの資産状態、経営状況は悪化しており、平成 5 年 5 月頃までには同グループは実質倒産状態に陥っていた。その後も債務超過額、借入金残高は年々増加し、保全不足の状態が解消することはなかった。
- 10 (2)甲、乙は、それぞれ頭取在任中に、B グループの資産状態、経営状況を熟知しながら、赤字補填資金等の融資を決定し、実質無担保でこれを実行した。具体的には、甲は平成 5 年 7 月の経営会議で B グループが実質倒産状態に陥っていることを知ったが、経営改善や債権回収のための抜本的な方策を講じることもないまま、平成 6 年 4 月から 6 月までの間、
- 15 前後 10 回にわたり、B および D に対して合計 8 億 4000 万円を貸し付け、また、乙もその路線を継承し、平成 6 年 7 月から平成 9 年 10 月までの間、前後 88 回にわたり B グループに合計 77 億 3150 万円を貸し付けた。同グループについては本件各融資当時、営業改善努力によって既存の貸付金を含めその返済が期待できるような経営状況ではなかった上、貸付金返済のための唯一の方途であった E 地区の開発事業も、同地区の開発そのものが法的に厳しく制限されているなど実現可能性に乏しく、仮に実現したとしても採算性に大きな
- 20 疑問があるものであった。甲、乙はこのような状況も十分に認識していた。

甲及び乙の罪責を論せよ。

参考判例：最決平成 21 年 11 月 9 日刑集 63 卷 9 号 1117 頁